(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業 環境影響評価

事後調査年次状況報告書 (平成 25 年度版)

平成 26 年 (2014 年) 6 月

スタジアム建設募金団体

目 次

1		事業	∄ 0)名	称	•	代	表	者	氏	名	及	27	ĴΞ	È	た	る	事	矜	所	ි ග)	f在	ΕĦ	也	•				•	 		 		1
2		事業	∄∂	り環	境	に	対	す	る	取	組	l 方	5金	+																	 	 . •	 	 	1
3		事業																																	
	3.	1	対象	東	業	の	名	称		٠.								٠.													 ٠.	 	 	 	1
	3.	2	対象	東事	業	の	実	施	場	所								٠.													 	 	 	 	1
	3.	3	施討	设計	画	の	概	要																							 	 	 	 	3
	3.	4	工事	計	画																										 	 	 	 	6
	3.	5	施討	设の	供	用	開	始	予	定	時	期	Ą				٠.	٠.													 	 	 	 	6
4		当該	事第	美に	お	け	る	環	境	に	対	す	- 2	5 I	又	組	方	針													 	 	 	 	6
5		事後	調査	 を の	内	容																									 		 	 	7
	5.	1	事後	後調	査	の	目	的		٠.							٠.	٠.						٠.					٠.		 ٠.	 	 	 	7
	5.	2	事後	後調	査	計	画										٠.													•	 ٠.	 	 	 	7
6		事後																																	
	6.	1	建設	殳機	械	等	の :	稼	働	状	況	ļ						٠.													 	 	 	 	8
	6.	2	建設	殳機	械	等	の [:]	稼	働	に	ょ	Ŋ	多	ŧ:	生 '	す	る	大	쿥	.汚	染	: 牧	可貨	[[Ξ,	ょ	る	影	響		 	 	 	 	11
7		まと	め																												 	 	 		16
	7.	1	大気	瓦汚	染		٠.			٠.							٠.	٠.						٠.							 ٠.	 	 	 	16
	7.	2	環境	竟保	全:	措	置											٠.													 	 	 	 	16
8		当該	事第	美に	お	け	る	環	境	取	組	[σ.)	皀	施	状	況														 	 	 		17
9		事後	調ね	トチ	委	訐	L	t- :	者	ഗ	F	· 夕	, 天	3 7	, j	仹	所														 		 		28

1. 事業者の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称:スタジアム建設募金団体 代表者氏名: 代表理事 金森喜久男

主たる事務所の所在地:大阪府吹田市千里万博公園3番3号

2. 事業者の環境に対する取組方針

事業者である募金団体は、本サッカースタジアムを建設することを目的として設立された 団体である。建設するスタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジ アム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っ ていく計画である。

事業者は、スタジアム完成後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

3. 事業の名称及び内容

3.1 対象事業の名称

(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業

3.2 対象事業の実施場所

吹田市千里万博公園 23番1 他1筆(図 3-1参照)

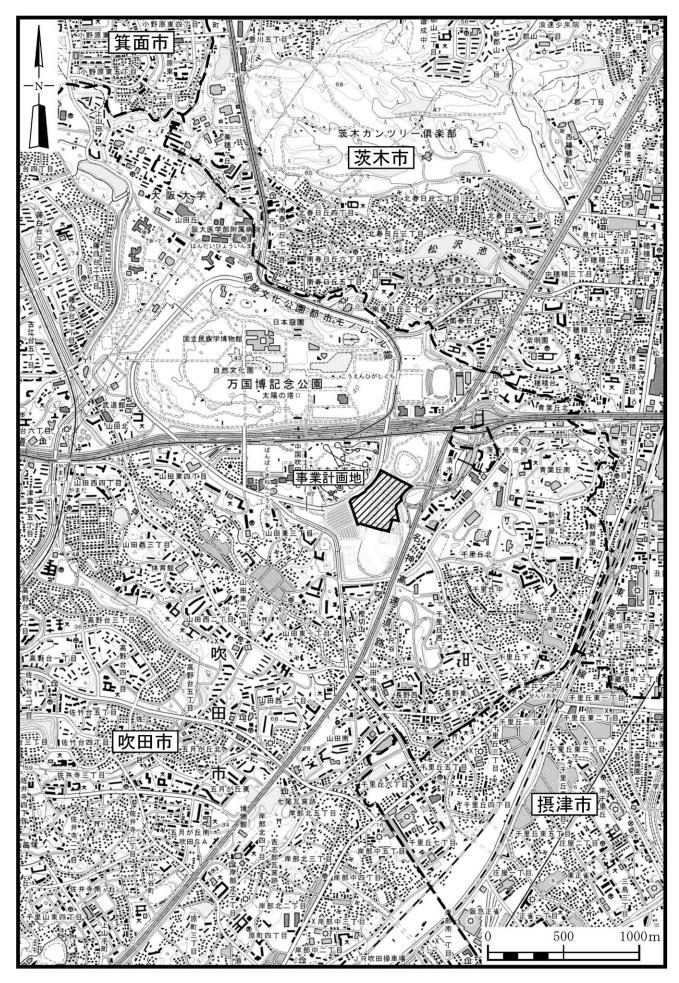


図 3-1 事業計画地の位置図

3.3 施設計画の概要

事業計画地内の土地利用計画は、表 3-1 に示すとおりである。

事業計画地は、従来、球技場、アメリカンフットボール場及び駐車場として使用されていた区域である。

本事業では、このうち球技場及び駐車場の部分にスタジアムを建設する。施設配置は図 3-2 に、スタジアムの概要は表 3-2 及び図 3-2 に示すとおりである。スタジアムは、建築面積約 $28,000 \,\mathrm{m}^2$ (グラウンド部分除く)、最高高さ約 $42 \,\mathrm{m}$ 、収容観客数約 40,000 人、一部屋根付きの天然芝グラウンドを計画しており、Jリーグの試合はもとより、国際試合の開催が可能な規模としている。スタジアムのメインゲートは西側とし、メインゲート前には広場を整備する。また、スタジアムの周囲の緑化に配慮し、周辺の緑地とも調和した、緑に包まれたスタジアムを目指す計画である。

表 3-1 土地利用計画

土地利用区分	現	況	将	来	備考
工地利用区为	面積(m²)	比率(%)	面積(m²)	比率(%)	
建築物等	3,000	3.3	29,700	33.0	
駐車場	20, 500	22.8	0	0.0	建物内駐車場除く
広場・通路・車路	20,700	23.0	24, 500	27.2	
緑地	35, 200	39. 1	24, 200	26.9	グラウンド含む
運動施設	10,600	11.8	11,600	12.9	
計	90,000	100.0	90,000	100.0	

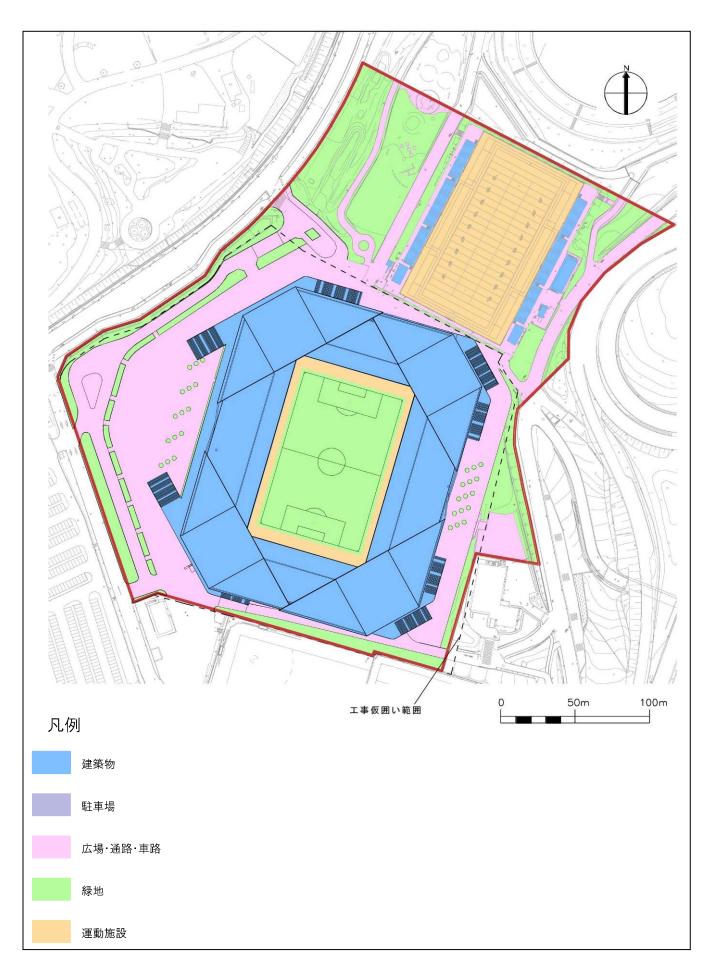
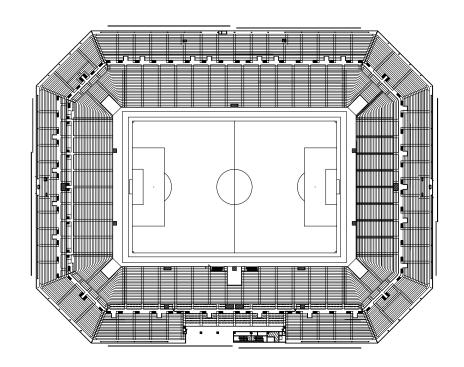


図 3-2 将来土地利用·施設配置計画図

表 3-2 スタジアム概要

建築面積	約 28,000 m² (グラウンド部分除く)
延床面積	約 74,000 m ²
建物高さ	地上 6 階 (最高高さ:約 42m)
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
主な用途	グラウンド、観客席、飲食店、物販店舗、事務所等
駐車台数	約 200 台

平面図



立面図

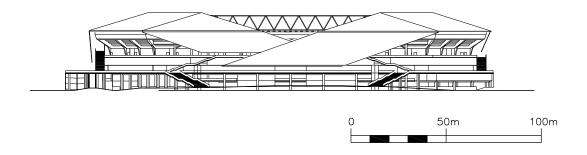


図 3-3 施設計画図

3.4 工事計画

本事業における工事工程は表 3-3 に示すとおりである。

最初に杭工事、基礎工事を行なった後、躯体工事等を行い、その後、グラウンド工事等を行う。全体の工期は約26か月を予定している。

表 3-3 工事工程表

3.5 施設の供用開始予定時期

施設の供用は、平成27年中を予定している。

4. 当該事業における環境に対する取組方針

本スタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、 自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っていく計画である。 なお、本スタジアムについては、完成後は吹田市にこれを寄付し、吹田市がスタジアムを 受納した後は公の施設として活用されることとなる。また、ガンバ大阪が所定の手続きを経 て指定管理者に指定され、管理運営を行うこととなっている。事業者は、本スタジアム完成 後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

5. 事後調査の内容

5.1 事後調査の目的

事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、 本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどに より、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

5.2 事後調査計画

(1) 全体調査項目等

事後調査項目の対象とする調査項目等は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事後調査の対象とする調査項目等

						調査実	施予定	
環	境影響要因	調査項目	調査内容	調査実施期間	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
工事	建設機械	大気汚染	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事期間中	0	0	0	_
中	の稼働	騒音・振動	建設作業騒音 ・振動	工事のピーク 時期 1回		0	_	_
存		廃棄物	種類別発生量、 リサイクル量	施設供用後 1年間	_	_	_	0
在及び	施設の供	騒音・振動	施設騒音・振動	施設供用後 (試合開催時)	-	_	_	0
供用後	用	交通混雑	交通量等	施設供用後 (試合開催時)	-	_	_	0
1夜		交通安全	歩行者通行量等	施設供用後 (試合開催時)	_	_	_	0

(2) 平成 25 年度における事後調査内容

平成 25 年度の工事中の事後調査の調査項目、調査範囲、調査時期及び調査方法は、表 5-2 に示すとおりである。

表 5-2 事後調査の内容(工事中)

調査・	・測定項目	調査範囲・地点	期間・時期	調査方法
大気汚染	二酸化窒素浮遊粒子状物質	事業計画地内	工事期間中	建設機械等の稼働機種、台数、時間の把握により排出量を把握する。

6. 事後調査の結果

6.1 建設機械等の稼働状況

平成25年9月~平成26年3月に実施された工事で使用した建設機械の月当たりの延べ稼働台数及び工事関係車両の月当り延べ台数は、表6-1に示すとおりである。また、建設工事では表6-2に示す排ガス・騒音対策型の機械を使用している。なお、平成25年度に実施した主な工事は、準備工事、杭工事、基礎工事であり、多少の工程の変動はあるものの、ほぼ予定通り進捗している。建設機械の主な稼働場所はスタジアム建設範囲である。

表 6-1(1) 建設機械の月当たり延べ稼働台数

(台)

年月		平成	25 年		-	平成 26 年		合計
項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
杭打機				37	55	10		102
発電機				37	60	92	80	269
クレーン				37	55	72	80	244
ハ゛ックホウ	5	5	10	190	220	200	200	830
フ゛ルト゛ーサ゛ー				10	20	40	40	110
ローラー						10	10	20
タ゛ンフ゜				55	80	80	80	295
ポンプ車						10	10	20
生コン車						100	100	200
合 計	5	5	10	366	490	614	600	2,090

表 6-1(2) 工事関係車両の月当たり延べ台数

(台)

年月		平成	25 年				合計	
項目	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	口百日
大型車	3		3	176	170	220	220	792
通勤車両	15	15	15	184	187	213	311	940
合 計	18	15	18	360	357	433	531	1,732

表 6-2 使用建設機械一覧

75 4± 104 E 12		.) .	集174. 左	対	策
持込機械名		メーカー	製造年	排ガス	騒音
杭打機	_	三和機材	H20 年	2次排ガス	低騒音型
杭打機	_	三和機材	H15 年	2次排ガス	低騒音型
杭打機	_	三和機材	H15 年	2次排ガス	低騒音型
発電機	125KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	125KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	125KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	60KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	25KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	25KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
発電機	25KVA	日本車輌製造	H20 年	三省対応	超低騒音型
クローラークレーン	180t	コベルコ	H20 年	2次排ガス	低騒音型
クローラークレーン	120t	コベルコ	H15 年	2次排ガス	低騒音型
クローラークレーン	100t	コベルコ	H20 年	2次排ガス	低騒音型
クローラークレーン	100 t	住友建機	H 6年	_	低騒音型
クローラークレーン	80t	住友建機	H10 年	_	低騒音型
クローラークレーン	80t	コベルコ	H15 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	1.2m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	コベルコ	H22 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	コベルコ	H25 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	日立建機	H25 年	三省対応	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	日立建機	H25 年	三省対応	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.7m3	日立建機	H22 年	三省対応	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.45 m 3	日立建機	H25 年	三省対応	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.45 m 3	コマツ	H25 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.45 m 3	コマツ	H25 年	2次排ガス	低騒音型
ハ゛ックホウ	0.25m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.25m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.25m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	超低騒音型
ハ゛ックホウ	0.15m3	コマツ	H25 年	2次排ガス	超低騒音型
ローラー	_	日立建機	H23 年	2次排ガス	低騒音型

注)排ガス対策のうち、「2次排ガス」は平成9年に定めた第2次基準値を満足する建設機械、「三省対応」は環境省、経済産業省、国土交通省の三省共管の「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年)に基づく基準値(国土交通省の第3次基準値に該当)を満足する建設機械である。



バックホウ



バックホウ



ミニバックホウ



クローラークレーン



バックホウ



バックホウ



ミニバックホウ

6.2 建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響

(1) 大気汚染物質排出量の算定

平成25年9月~平成26年3月における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量は、表6-3に示すとおりである。また、「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業 環境影響評価書」(平成25年9月、スタジアム建設募金団体)(以下、「評価書」という。)における大気汚染物質排出量を表6-4に示す。

月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量の最大値は、窒素酸化物(NOx)が $727m_N^3$ 、 浮遊粒子状物質(SPM)が 54.4kgであり、評価書における月別排出量の最大値(NOx: $988m_N^3$ 、SPM:66.4kg)を下回っている。また、平成 25 年度の合計排出量は、窒素酸化物 (NOx)が $2,519m_N^3$ 、浮遊粒子状物質(SPM)が 193kgであり、評価書における 12 ヶ月間の排出量の最大値(NOx: $9,893m_N^3$ 、SPM:599kg)を大きく下回っている。

7Z []	774 /1-		平成	25 年		<u> </u>	成 26 年	F.	平成 25 年度
項目	単位	9	10	11	12	1	2	3	合計
NOx	m³ _N /月	5	6	23	547	727	628	583	2, 519
SPM	kg/月	0.4	0.5	1.3	40.8	54.4	49.4	45.9	193

表 6-3 月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量

表 6-4(1)	評価書における	月別の建設機械等から	の大気汚染物質排出量
1X U T (1 /		7 11 V V X + 0 X 1 W 1 W T + 1 Y Y Y Y Y Y Y Y Y	

	,												
項目	単位						着工後	6月数					
投 日	半 业	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
NOx	m³ _N /月	479	286	286	286	885	988	104	963	963	848	848	848
SPM	kg/月	40.3	25.6	25.6	25.6	56.1	66.4	10.3	60.6	60.6	49.7	49.7	49.7
項目	単位						着工徒	後月数					
次口	平位	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
NOx	$m^3_N/月$	848	849	849	800	766	655	655	659	658	164	181	37
SPM	kg/月	49.7	49.8	49.8	46.6	44.6	38.2	38.2	38.7	38.6	9.9	10.9	2.5
項目	単位						着工行	後月数					
快日	半世	25	26	1	1						_		_
NOx	$m^3_N/月$	37	37								_	_	_
SPM	kg/月	2.5	2.5	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

表 6-4(2) 評価書における連続する 12ヶ月間の大気汚染物質排出量

項目	単位			_		着工後	6月数				
4月 日	十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1~12	2~13	3~14	4~15	5~16	$6 \sim 17$	7~18	8~19	9~20	10~21
NOx	m³ _N /年	7,784	8, 153	8,716	9, 279	9, 793	9,675	9, 342	9,893	9, 588	9, 283
SPM	kg/年	520	530	554	578	599	588	559	587	565	543
項目	単位				•	着工徒	後月数				
グロ	平世	11~22	12~23	13~24	14~25	15~26					
NOx	m^3 N/年	8, 599	7, 933	7, 122	6, 311	5, 499					
SPM	kg/年	504	465	418	370	323	_	_	_	_	_

(2) 周辺住居地域等における濃度

平成 25 年 9 月~平成 26 年 3 月における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居地域等における最大着地濃度地点での濃度を算出し、評価書における予測結果及び評価目標値との比較を行った。なお、発生源の位置、気象条件、バックグラウンド濃度等の予測条件は評価書と同じとし、大気汚染物質排出量のみを今回の排出量として算出を行った。評価書における予測手順は図 6-1 に示すとおりである。

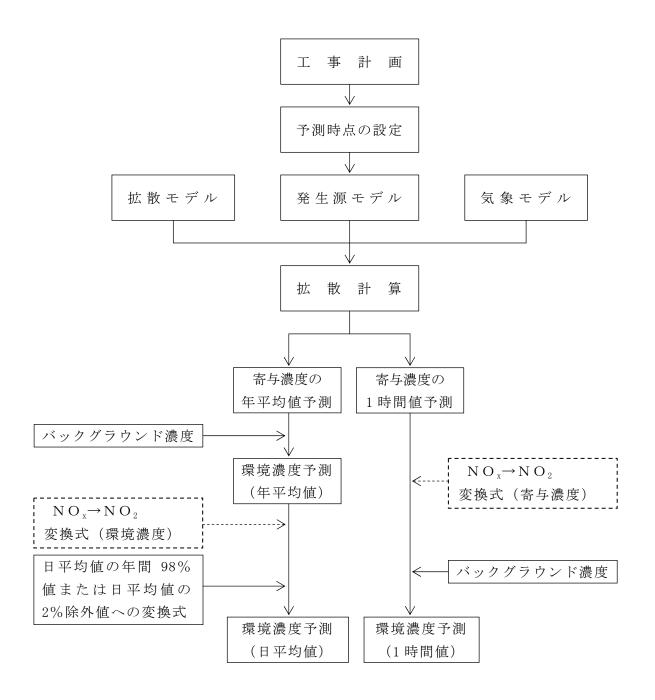


図 6-1 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測手順(評価書)

平成25年9月~平成26年3月における建設機械等からの大気汚染物質排出量から、周辺住居地域等における最大着地濃度地点での濃度を算出した結果は、表6-5、表6-6に示すとおりである。

大気汚染物質排出量が評価書における排出量を下回っていることから、建設機械等による寄与濃度も評価書における予測結果を下回っており、二酸化窒素の日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値等についても、評価書における予測結果と同等もしくはこれを下回る結果となっている。

表 6-5(1) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 環境基準値との比較 (二酸化窒素:年平均値)

	窒素酸化物	(NO _x) 年平	年平均值 二酸化窒素 (NO ₂)				
	周辺住居地域等に おける建設機械等		環境濃度 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値	吹田市の	
対象時期	による寄与濃度の 最大着地濃度	濃 度 (ppm)			(ppm)	目標値	環境基準値
	(ppm) (Ī)	2	(=(1)+(2))				
平成 25 年度	0.0008 (0.0033)	0. 026	0. 0268 (0. 0293)	0. 0196 (0. 0210)	0.040 (0.043)	1時間値の 1日平均値 が 0.04ppm 以下である こと	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04~ 0.06ppmのゾー ン内またはそれ 以下であること

注) () 内の数値は、評価書における工事最盛期での予測結果である。

表 6-5(2) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 環境基準値との比較(浮遊粒子状物質:年平均値)

	浮遊粒子状物質(SPM)年平均値				
LI A at the	周辺住居地域等に おける建設機械等 による寄与濃度の 最大着地濃度 (mg/m³)	将来バック グラウンド 濃 度 (mg/m³)	環境濃度 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	環境基準値 ・ 吹田市の目標値
	1	2	(=(1)+(2))		
平成 25 年度	0. 0001 (0. 0002)	0.018	0. 0181 (0. 0182)	0. 049 (0. 049)	1時間値の1日平均値 が0.10 mg/m ³ 以下で あること

注) () 内の数値は、評価書における工事最盛期での予測結果である。

表 6-6(1) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 短期暴露の指針値との比較(二酸化窒素:1時間値)

	二酸化窒素	€ (NO ₂) 1 ⊨		
対象時期	周辺住居地域等に おける建設機械等 による寄与濃度の 最大着地濃度 (ppm)	グラウンド 濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	短期暴露の指針値 ・ 吹田市の目標値
	1	2	(=(1)+(2))	
平成 25 年度	0. 046 (0. 063)	0.018	0.064 (0.081)	1 時間値暴露として 0.1~0.2ppm以下であること

注) ()内の数値は、評価書における工事最盛期での予測結果である。

表 6-6(2) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 環境基準値との比較 (浮遊粒子状物質:1時間値)

	浮遊粒子状物	質 (SPM)		
対象時期	周辺住居地域等に おける建設機械等 による寄与濃度の 最大着地濃度 (mg/m³)	グラウンド	環境濃度 (mg/m³)	環境基準値 ・ 吹田市の目標値
	1	2	(=(1)+(2))	
平成 25 年度	0.006 (0.007)	0.018	0.024 (0.025)	1 時間値が 0.20mg/m³以下で あること

注)()内の数値は、評価書における工事最盛期での予測結果である。

(3) 近接事業との複合影響

事業計画地の北西側において、平成 26 年 2 月より (仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業 (以下、「エキスポ跡地事業」という。)に係る工事が実施されている。このエキスポ跡地事業については、「(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業に係る環境影響評価書」 (平成 25 年 12 月、三井不動産株式会社) (以下、「エキスポ跡地評価書」という。)が吹田市に提出されており、その中で、本事業をエキスポ跡地事業に対する「近接事業」と位置づけ、工事中の大気汚染に関する本事業との複合影響について予測評価を行っている。

本事業から見ても、エキスポ跡地事業は近接事業に該当すると考えられること、エキスポ跡地事業についても平成 25 年度の事後調査が行われていることから、両者で情報交換を行い、両事業の複合影響についても確認を行った。

平成 25 年度の本事業の影響に、エキスポ跡地事業による影響を加えた場合の濃度を表 6-7、表 6-8 に示す。

建設機械等による寄与濃度は両事業とも評価書、エキスポ跡地評価書における予測結果を下回っており、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値等についても、同等もしくはこれを下回る結果となっている。

表 6-7(1) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と

環境基準値との比較(二酸化窒素:年平均値)

	窒	素酸化物(N	O _x)年平均信	直	二酸化窒	素 (NO ₂)		
対象時期	寄与濃度の 最大着地濃度	エキスポ跡地 事業による 寄与濃度の 最大着地濃度 (ppm)	グラウンド 濃 度	環境濃度 (ppm)	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	吹田市の 目標値	環境基準値
	1	2	3	(=1)+2)+3)				
平成 25 年度	0.0008 (0.0033)	0.0003 (0.0063)	0. 026	0. 0271 (0. 0356)	0. 0197 (0. 0247)	0. 040 (0. 049)	1時間値の 1日平均値 が 0.04ppm 以下である こと	1 時間値の1日 平均値が0.04~ 0.06ppmのゾー ン内またはそれ 以下であること

注) 1. () 内の数値は、評価書またはエキスポ跡地評価書における工事最盛期での予測結果である。

^{2.} エキスポ跡地事業による寄与濃度の最大着地濃度は、エキスポ跡地事業の事業者からの提供値である。

表 6-7(2) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 環境基準値との比較(浮遊粒子状物質:年平均値)

	浮遊	E 粒子状物質	(SPM) 年	平均値		
対象	寄与濃度の 最大着地濃度	* //*	グラウンド 濃 度	環境濃度 (mg/m³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m³)	環境基準値 ・ 吹田市の目標値
	①	2	3	(=1)+2+3)		
平成 25 年度	0.0001 (0.0002)	0.0000 (0.0004)	0.018	0.0181 (0.0186)	0. 049 (0. 049)	1 時間値の1日平均値 が 0.10 mg/m³以下で あること

注) 1. () 内の数値は、評価書またはエキスポ跡地評価書における工事最盛期での予測結果である。 2. エキスポ跡地事業による寄与濃度の最大着地濃度は、エキスポ跡地事業の事業者からの提供値である。

表 6-8(1) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 短期暴露の指針値との比較(二酸化窒素:1時間値)

	-	二酸化窒素	(NO ₂) 1時間	引値	
対象時期	寄与濃度の 最大着地濃度	エキスポ跡地 事業による 寄与濃度の 最大着地濃度 (ppm)	グラウンド 濃度	環境濃度 (ppm)	短期暴露の指針値 ・ 吹田市の目標値
	1	2	3	(=1)+2)+3)	
平成 25 年度	0.046 (0.063)	0.018 (0.086)	0.018	0. 082 (0. 167)	1時間値暴露として 0.1~0.2ppm以下であること

注) 1. () 内の数値は、評価書またはエキスポ跡地評価書における工事最盛期での予測結果である。 2. エキスポ跡地事業による寄与濃度の最大着地濃度は、エキスポ跡地事業の事業者からの提供値である。

表 6-8(2) 建設機械等の稼働により発生する排出ガスの予測結果と 環境基準値との比較(浮遊粒子状物質:1時間値)

	浮遊	E 粒子状物質	(SPM) 1	時間値	
対象	寄与濃度の 最大着地濃度	* //*	グラウンド 濃度	環境濃度 (mg/m³)	環境基準値 ・ 吹田市の目標値
	①	2	3	(=1)+2+3)	
平成 25 年度	0.006 (0.007)	0.002 (0.008)	0.018	0.026 (0.033)	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること

注) 1. () 内の数値は、評価書またはエキスポ跡地評価書における工事最盛期での予測結果である。 2. エキスポ跡地事業による寄与濃度の最大着地濃度は、エキスポ跡地事業の事業者からの提供値である。

(4) 評価

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質による影響については、平成 25 年度の 月別の大気汚染物質排出量及び平成 25 年度の合計排出量は、いずれも評価書における予 測値を下回っており、それに伴い周辺地域での濃度も評価書における予測結果と同等もし くはこれを下回っている。また、近接事業であるエキスポ跡地事業との複合影響について も、エキスポ跡地評価書における予測結果と同等もしくはこれを下回っている。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に 問題はないと考えられる。

7. まとめ

7.1 大気汚染

(1) 建設機械等の稼働による影響

建設機械等の稼働により発生する大気汚染物質排出量は、評価書における予測値を下回っており、それに伴い周辺地域での濃度も評価書における予測結果と同等もしくはこれを下回っている。また、近接事業であるエキスポ跡地事業との複合影響についても、エキスポ跡地評価書における予測結果と同等もしくはこれを下回っている。

以上のことから、本事業による影響は評価書における予測の範囲内となっており、特に問題はないと考えられる。

7.2 環境保全措置

環境保全措置の実施状況は、次項に示すとおりであり、工事による環境への影響の低減 に努めている。

8. 当該事業における環境取組の実施状況

平成 25 年度までに実施した環境取組の実施状況は、表 8-1、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-1(1) 環境取組の実施状況 (工事中その1)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
■大	気汚染や騒音などの公害を防止します。	-
	き設機械	•
1	掘削に使用するバックホウや発電 機などに低騒音型を使用する。	掘削に使用するバックホウや発電機などに低騒音型 を使用するよう努めている。(表 5-2 参照)
2	低燃費型バックホウの使用を励行するが、調達台数に限りがあるため、部分的な使用となる。	極力低燃費型バックホウを使用するよう努めている。(表 6-2 参照)
3	低燃費運転講習会の開催、啓蒙看板の設置により、アイドリングストップを励行し排出ガスを低減する。	作業所への受け入れ教育などにおいて、アイドリン グストップ等の環境配慮運転を励行し、排出ガスを 低減している。
4	低燃費運転講習会を開催し、運転 者への教育を行う。	作業所への受け入れ教育などにおいて、低燃費運転 について、運転者への教育を行っている。
5	工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行う。	日々の工事打合せにより搬入日、台数、時間の調整 を密に行い、効率的な重機配置と車両運行管理を実 施している。
6	工事車両運行の平準化など工程調整を密に行い、効率的な重機配置、車両運行管理を行う。	日々の工事打合せにより搬入日、台数、時間の調整 を密に行い、効率的な重機配置と車両運行管理を実 施している。
7	機械類は持ちこみ時の点検、月例 点検、日常点検を行い、適切に整 備する。	機械類の持ち込み時の点検と持ち込み許可証の発 行、日常点検、月例点検を実施している。また、定 期的な電気専門業者による電動工具の一斉点検を実 施している。
8	複数ルートを設定し、工事用車両 の分散化を図る。	複数ルートを設定すると共に周辺エリアでの待機車 掌禁止のルールを周知している。
工事	其 関連車両	
9	工事に関連する全協力会社に、燃 費、排ガス性能のよい車両を使用 するよう、指示、指導を行う。	工事に関連する全協力会社に、燃費、排ガス性能の よい車両を使用するよう、安全衛生協議会などの事 業主が参加する会議体などで指示、指導を実施して いる。
10	全協力会社への指示、指導を確実に実施し、流入車規制を遵守する。	工事に関連する全協力会社に、燃費、排ガス性能の よい車両を使用するよう、安全衛生協議会などの事 業主が参加する会議体などで指示、指導を実施して いる。
11	車両運転席に工事用車両で有る 旨、表示を行う。	当作業所の工事車両表示を発行し、車両運転席に工 事用車両で有る旨、表示することを指導している。
12	コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、車両集中時間、通学時間帯を避ける車両運行計画を推進する。	日々の工事打合せにより搬入日、台数、時間の調整を密に行い、適切な車両運行管理を実施している。
13	搬入においては、積載重量、荷姿 を確認の上、車両台数が少なくな るよう計画する。	日々の工事打合せにより搬入日、台数、時間の調整 を密に行い、効率的な車両運行管理を実施してい る。
14	全協力会社へ公共交通機関の利用 の奨励等を確実に実施し、車両台 数を抑制する。	安全衛生協議会などの事業主が参加する会議体など で、全協力会社へ公共交通機関の利用の奨励等を実 施している。

表 8-1(2) 環境取組の実施状況(工事中その2)

		実施状況(平成26年3月現在)
	新規入場時にダンプトラック運転	新規工事参入時にダンプトラック運転手への教育、
15	手への教育、指導を実施し、騒	指導を実施し、騒音・振動・土砂飛散を防止するよ
10	音・振動・土砂飛散を防止する。	う、注意事項などを指示している。
	工事車両ゲートに、タイヤ洗浄機	工事車両ゲートに、タイヤ洗浄機(ハイウォッシャ
	(ハイウォッシャー)を設置し、	一)を設置し、タイヤ洗いを実施することで周辺へ
16	タイヤ洗いを実施することで周辺	の土砂粉塵飛散防止を実施している。(図 8-1 参
	への土砂粉塵飛散を防止する。	四工砂切座飛取例正を美地している。 (図 6 1 多 照)
	作業所内に、PH処理装置を設置	作業所内に、PH処理装置を設置し、工事排水の中
17	し、洗浄水の中性化を行い、水質	性化を実施し、水質汚濁に配慮している。(図 8-1
17	万濁に配慮する。	性化を美胞し、小貝行側に配應している。 (図 0-1 参照)
	で働に配慮する。 全協力会社への指示、指導を確実	
	王勝力云社への指示、指導を確実に実施する。搬入車両の時間調整	│ │日々の工事打合せにより搬入日、台数、時間の調整
18		
	を日々行い、時間通りの車両運行	を密に行い、適切な車両運行管理を実施している。
	により、待機車両をなくす。	
1.0	クラクションの使用は必要最小限	クラクションの使用は必要最小限とするよう、全協
19	とするよう、全協力会社への指	力会社への指示、指導を確実に実施している。
	示、指導を確実に実施する。	
	低燃費運転講習会の開催、啓蒙看	安全衛生協議会などの事業主が参加する会議体など
20	板の設置により、アイドリングス	で、アイドリングストップを奨励し、排出ガスを低
	トップを奨励し、排出ガスを低減	減するよう、指示、指導を実施している。
	する。	ウヘケル切送へかじの事業さぶか加よりへ送せかじ
0.1	低燃費運転講習会を開催し、運転	安全衛生協議会などの事業主が参加する会議体など
21	者への教育を行う。	で低燃費運転講習会を開催し、運転者への教育を行
-	- 	うよう指示、指導を実施している。
	「事方法 〔騒音・振動等>	
	建設地の周囲には、仮囲い鋼板	
22	(高さ 3.0m)を設置し、遮音に	建設地の周囲には、仮囲い鋼板(高さ 3.0m)を設
	配慮する。	置し、遮音に配慮している。(図 8-1 参照)
	作業員への、騒音、振動低減教育	
23	を、新規入場時に実施し、資材の	新規入場者教育の際に、作業員への、騒音、振動低
20	落下等を防止する。	減教育を実施し、資材の落下等を防止している。
	振動や打撃による杭施工法は採用	プレボーリング根固め杭工法を採用することで、低
24	版動 (1) 季による 他 旭 工 仏 は 床	振動・低騒音での施工を実施している。
	特定建設作業は、法、府条例を遵	特定建設作業は、法、府条例を徹底遵守し、騒音や
25	守し、騒音や振動を伴う作業は、	振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に実施し
20	近隣に配慮した時間帯に行う。	放動を作力作来は、延隣に配慮した時間市に夫地している。
<	(粉じん・アスベスト>	
		場内車両走行ルートの適宜散水とスイーパー(大型
26	場内車両走行ルートの適宜散水を	掃除機) の使用により、粉塵の発生を抑制してい
20	行い、粉塵の発生を抑制する。	る。
	土砂を長期間放置するなどで、砂	
27	埃が発生する可能性がある場合に	土砂を長期間存置させる法面にはブルーシートで養
4 '	は、シート養生を行う。	生し、砂塵発生を抑制している。
	既存建築物の解体に際し、アスベ	 解体工事実施に先立って、アスベスト調査を実施
28	スト調査を行い、含有の場合は、	解体工事美旭に元立つし、テスペスト調査を美旭 し、含有の有無を確実に確認した。その結果、既存
20	所定の手続きを行う。	し、百年の有無を確美に確認した。その相末、以付 建物におけるアスベストの含有はなかった。
	既存建物にアスベストの含有があ	解体工事実施に先立って、アスベスト調査を実施
29	る場合は、解体時に飛散防止措置	
49	つ勿口は、胖件时に飛取り止指直	し、百円の円無で唯天に唯祕した。ての稲米、既仔
	を行う。	建物におけるアスベストの含有はなかった。

表 8-1(3) 環境取組の実施状況(工事中その3)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
<	(水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下>	
30	仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂の場外への流出を防止する。敷地境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置する。	仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂の場外へ の流出を防止している。敷地境界が斜面地である場 合には、手前に排水溝を設置している。(図 8-1 参 照)
31	揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底する。	揮発性溶剤の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底している。
32	土地の形質変更届けに必要となる 土壌調査を行政との協議に基づき 実施する。	土地の形質変更届けに必要となる土壌調査を行政との協議に基づき実施した。
33	工法選定の際に、土壌、地下水を 汚染しない工法であることを確認 の上、決定する。	掘削深さの低減、地下水がないことを確認した上 で、排泥の少ない杭工法を採用している。
34	周辺の地盤沈下が起こらない工事 計画とする。	周辺の地盤沈下が起こらないよう、埋戻し時には十分な締固めを実施している。
<	悪臭・廃棄物>	
35	アスファルトの臭気対策として溶融温度管理を実施する。	現段階では該当作業はないが、該当作業実施時に は、アスファルトの臭気対策として溶融温度管理を 実施する。
36	現地での廃棄物の焼却は行わない。	現地での廃棄物の焼却は禁止している。
37	既存建築物の解体に際し、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行う。	既存建築物の解体前に内部調査を行い、有害廃棄物がないことを確認した。
38	日々の清掃を実施する。	朝礼後の事務所周りの 10 分間清掃、作業終了後の作業場所まわりの片付け、整理整頓、週に 1 回の全体清掃を実施している。
39	工事中においては「悪臭防止法」 に定める悪臭物質を使用しない。	工事中においては「悪臭防止法」に定める悪臭物質 を使用しないことを周知している。
■地	也域の安全安心に貢献します。	
40	近隣協議の上、安全誘導を行う。	近隣協議の上、安全誘導を実施している。
41	車両運行ルート、安全遵守事項を 記載した、車両運行教育を新規入 場時に実施し、交通安全に配慮す る。	安全衛生協議会などの事業主が参加する会議体など で、車両運行ルート、安全遵守事項を記載した、車 両運行教育を新規入場時に実施し、交通安全に配慮 するよう指示、指導を実施している。
42	入口は、パネルゲートとし、夜 間、休日は施錠する。	入口は、パネルゲートとし、夜間、休日は施錠している。
43	仮囲いに、防犯灯の設置をするな ど、防犯活動に貢献する。	仮囲いに、防犯灯を設置し、防犯活動に貢献してい る。 (図 8-1 参照)
	環境に配慮した製品及び工法を採用し エネルギー	ます。
44	エネルギー効率の良い機器を導入 し、工事中に使用する燃料、電気 等の消費を抑える。	エネルギー効率の良い機器を導入し、工事中に使用する燃料、電気等の消費を抑えるよう指示している。
省	資源	
45	建物基礎レベルを調整するととも に、掘削土については、場内での 埋め戻し土として利用し、残土の 発生を防止する。	建物基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土として利用し、残土の発生を抑制している。

表 8-1(4) 環境取組の実施状況(工事中その4)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
46	材料の無梱包搬入を推進する。	材料の無梱包搬入を推進する。
40	「建設工事に係る資材の再資源化	7/2 7/17 17 12 19以入で1年起 y る。
	等に関する法律」(建設リサイク	 分別ヤードを設け、現場で発生するゴミを仕分け、
47	ル法)等の関係法令に基づき、発	リサイクルを図ると共に発生抑制の呼びかけを実施
	生抑制・減量化・リサイクルにつ	している。
	いて適正な措置を講じる。	
4.0	再利用や再資源化に配慮した建設	再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定してい
48	資材を選定する。	る。
	環境に配慮した製品として、再生	
	資源を利用したインターロッキン	環境に配慮した製品として、再生資源を利用したイ
49	グを使用する。また、それ以外に	ンターロッキングを使用する。また、それ以外にも
	もバイオマス等再生資源の採用を	バイオマス等再生資源の採用を検討する。
	検討する。	
	で適な環境づくりに貢献します。	
景	七観	
		仮囲いは、白の安全鋼板とし、部分的にゆるキャラ
	仮囲いは、白の安全鋼板とし、部	を表示して、地域環境に溶け込んだ施設を整備して
50	分的に緑を配置するなど、景観面	いる。また場内菜園を仮囲い際に設置し、その部分
	に配慮する。	は透明仮囲いとして周辺通行者から見えるようにし
		ている。(図 8-1 参照)
	工事関係者用の仮設トイレは仮囲	 工事関係者用の仮設トイレは仮囲いの中に設置し、
51	いの中に設置し、一般者から見え	一般者から見えない位置に設置している。
-	ない位置とする。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
店	辺の環境美化	
	新規入場時に、作業員への指導を	新規入場時に、作業員への指導を実施し、ポイ捨て
52	実施し、ポイ捨てを防止する。エ	を防止している。また、作業所周辺は、日常清掃を
	事周辺は、日常清掃を実施する。	実施している。
53	建設資材等は、日々整理整頓を行	日々の作業終了時には持場まわりの整理整頓を実施
手	_う。 り物、植物、生態系	している。
野		粉塵飛散を防止するため、日々スイーパータイプの
E 4	工事の影響が周辺緑地に及ばない ようにし、現在の環境を維持す	材塵飛散を防止するため、日々スイーハーダイブの 掃除機の走行を実施し、工事の影響が周辺緑地に及
54	7	
I L	_ る。 : 自然とのふれあいの場	ばないようにし、現在の環境を維持している。
八〇	: 自然とのぶれめいの場 工事区域の周辺には、必要に応じ	
55	工事区域の周辺には、必要に応してフェンス等の設置を行い、周辺	建設地の周囲には仮囲い鋼板(高さ 3.0m)を設置
00	住民の安全を図る。	し、周辺住民の安全を図っている。(図 8-1 参照)
■ +#	- 住氏の女主を囚る。 1域との調和を図ります。	
	工事説明・苦情対応 	
	近隣説明会中で、工事概要、作業	
56	工程などの説明を実施し、近隣住	近隣説明会において、工事概要、作業工程などの説
00	民の理解を得る。	明を実施している。
	近隣説明会時に、連絡窓口を説明	
	するとともに、仮囲いに連絡先を	近隣説明会時に、連絡窓口を説明するとともに、仮
57	記載する。また、苦情が発生した	囲いに連絡先を記載している。また、苦情が発生し
	際には、真摯に対応する。	た際には、真摯に対応する。
	N11-12/ N1/m, 1 20	

取組内容		実施状況 (平成 26 年 3 月現在)
厚	間辺の事業者との調整	
58	本事では、 500 m 数 500 m 数 500 m 数 500 m 数 600 m x 600 m	「(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業」 との工事実施期間が重複するため、工事内容等の調 整を実施している。
ブ	大化財	
59	事業計画地は、周知の埋蔵文化財 包蔵地ではないが、建設工事中 に、事業計画地において埋蔵文化 財が確認された場合には、文化財 保護法に基づき手続きを行い、吹 田市教育委員会等と協議を行い、 文化財の保護に努める。	建設工事中に、事業計画地において埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき手続きを行い、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財の保護に努める。

表 8-2(1) 環境取組の実施状況 (施設・設備等その1)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
■坩	也球温暖化対策を行います。	
1	大阪府建築物の環境配慮制度に基づき 届出を実施する。その中で「CASBEE-新 築(簡易版)」による評価を行い、最 高ランクのSを目指す。	大阪府建築物の環境配慮制度に基づき届出を実施する。その中で「CASBEE-新築(簡易版)」による評価を行い、最高ランクのSを目指す。
2	空調設備は、高効率機器を採用する。 照明は、LED器具または、Hf 蛍光灯ランプ+初期照度補正機能付を採用する。	空調設備は高効率機器、照明はLED器具または、Hf蛍光灯ランプ+初期照度補正機能付を採用する方針で計画中。
3	屋根部分にソーラーパネル 500kWを設置する。 太陽熱を利用した温水器を採用する。 外灯に風力発電内蔵の照明を採用する。	屋根部分にソーラーパネル 500kWを設置する。 太陽熱を利用した温水器を採用する。 外灯に風力発電内蔵の照明を採用する。
4	全熱交換器を採用し、空調負荷を低減する。	全熱交換器を採用し、空調負荷を低減するよう計画中。
5	空調機器の冷媒配管は最短ルートを計画し、極力継ぎ手部分を少なくするよう配慮する。	空調機器の冷媒配管は最短ルートを計画し、 極力継ぎ手部分を少なくするよう配慮して計 画中。
6	断熱性能向上のために、一部のガラスにLow-e複層ガラスを採用する。 グラウンド部分への自然通風を確保 し、芝の光合成による省CO ₂ を促進する。	断熱性能向上のために、一部のガラスにLow-e 複層ガラスを採用する。 グラウンド部分への自然通風を確保し、芝の 光合成による省CO ₂ を促進するよう計画中。
7	構造躯体は、水セメント比の小さな耐 久性の高いコンクリートを採用する。 屋根鉄骨は、溶融亜鉛メッキ仕上又は 耐候性塗装により耐久性を向上する。	構造躯体は、水セメント比の小さな耐久性の 高いコンクリートを採用する。 屋根鉄骨は、溶融亜鉛メッキ仕上又は耐候性 塗装により耐久性を向上する。
8	型枠材には、プラスチック型枠を採用 する。仕上材は、エコマーク製品や再 生木などをできるだけ採用する。	型枠材には、プラスチック型枠を採用する。 仕上材は、エコマーク製品や再生木などをで きるだけ採用する。
9	基礎構造用コンクリートに対して高炉 セメントを採用する。	基礎構造用コンクリートに対して高炉セメントを採用する。
10	ナイター用の照明についても、高効率 化などの取組を検討する。	ナイター用の照明についても、高効率化が見 込まれるLED照明の設置を検討している。
11	太陽光パネルの設置については、今後 詳細な施設計画を設計する上で、性能 向上が見込めれば、可能な限り、現計 画以上の発電容量の設置を検討する。	太陽光パネルの設置については、今後詳細な施設計画を設計する上で、性能向上が見込めれば、可能な限り、現計画以上の発電容量の設置を検討する。
12	散水などに雨水を利用する。	散水などに雨水を利用する計画としている。
13	広場については、高木を分散配置する ことにより木陰を創出するなど、蓄熱 を避け、地表面温度を下げる計画とす る。	広場については、高木を分散配置することに より木陰を創出するなど、蓄熱を避け、地表 面温度を下げるよう計画中。
14	グラウンドは天然芝とし、適宜散水を 行う。	グラウンドは天然芝とし、適宜散水を行うよう計画中。
15	仮設のドライ型ミスト装置の設置な ど、夏場の来場者に対して熱ストレス の緩和の取組を検討する。	供用時にむけ、仮設のドライ型ミスト装置の 設置など、夏場の来場者に対して熱ストレス の緩和の取組を検討する。

表 8-2(2) 環境取組の実施状況 (施設・設備等その2)

	 取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
	観客輸送用のバスについては必要なバ	供用時にむけ、観客輸送用のバスについては
	スや運行頻度を確保するとともに、環	必要なバスや運行頻度を確保するとともに、
16	境配慮型車両(HVや天然ガス)の導	環境配慮型車両(HVや天然ガス)の導入を
	入を交通事業者と協議する。	交通事業者と協議中。
	関係車両については、EV、HV車な	今後の関係事業者の選定において、関係車両
17	どの最新エコカーの利用を関係者に対	については、EV、HV車などの最新エコカ
	して推奨する。	ーの利用を関係者に対して推奨していく。
	近接事業との連携により実施した、ス	
	マートコミュニティの取組に関する実	近接事業との連携により実施した、スマート
	現可能性調査(平成 24 年度スマートコ	コミュニティの取組に関する実現可能性調査
18	ミュニティ構想普及支援事業)の結果	の結果をうけ、近接事業と連携し、エリアー
	も参考にして、近接事業と連携し、先	括受電システム等先進的なエネルギー利用計
	進的なエネルギー利用計画について検	画について検討中。
	討する。	
	然環境を保全し、みどりを確保します。	東世弘両州の町左掛十の細木さ行い 町左掛
19	事業計画地の既存樹木の調査を行い、 既存樹種に即した植栽計画とし、動植	事業計画地の既存樹木の調査を行い、既存樹 種に即した植栽計画とし、動植物の生育環境
19	成任倒性に即した他叔計画とし、動他物の生育環境に配慮する。	性に即じた他教計画とし、動他物の生育環境 に配慮する。
	既存表土を適切に保管し、植栽用とし	既存表土を適切に保管し、植栽用として利用
20	て利用する。	する。
	既存緑地とできるだけ連続する植栽計	既存緑地とできるだけ連続する植栽計画と
21	画とし、生物の生息空間の保全に努め	し、生物の生息空間の保全に努めるような計
	る。	画となるよう大阪府等と協議中。
22	低層部分に、壁面緑化を採用する。	低層部分に、壁面緑化を採用するよう検討
22		中。
	法面には、吹付け播種や地被類により	法面には、吹付け播種や地被類により面的な
23	面的な広がりのある緑化方法を採用す	広がりのある緑化方法を採用するよう大阪府
	る。	等と協議中。
	高木にケヤキ、アラカシ、エノキ、ア キニレなど、低木にミカン科の樹種な	高木にケヤキ、アラカシ、エノキ、アキニレなど、低木にミカン科の樹種などを採用し、
24	ドニレなど、低不にミガン科の樹種な どを採用し、周辺の自然環境を復元す	など、低不にミガン科の個種などを採用し、 周辺の自然環境を復元するという観点に加
44	るという観点に加え、生物多様性にも	え、生物多様性にも配慮した植栽計画とする
	配慮した植栽計画とする。	よう大阪府等と協議中。
	昆虫類が利用する吸蜜植物及び食樹、	昆虫類が利用する吸蜜植物及び食樹、食草に
25	食草による緑化に努める。	よる緑化に努めるよう大阪府等と協議中。
	緑化にあたっては、周辺の万博公園の	
	緑地と連続した緑地を創出できるよう	緑化にあたっては、周辺の万博公園の緑地と
26	努めるとともに、広場には高木を分散	連続した緑地を創出できるよう努めるとともに、広場には高木を分散配置するなど避難計
	配置するなど避難計画等も踏まえて、	に、広場には尚不を分散配直するなど避難計 画等も踏まえた植栽計画を検討中。
	可能な限り植栽する。	
27	周辺の生物に配慮した樹種の選定に努	周辺の生物に配慮した樹種の選定となるよう
<u> </u>	<i>b</i> 3.	大阪府等と協議中。
	植栽については、将来的に周辺の緑地	植栽については、将来的に周辺の緑地と調和
0.0	と調和し、広範囲の樹林地として一体	し、広範囲の樹林地として一体化するように
28	化するように配慮することにより、地	配慮することにより、地域住民の身近な自然
	域住民の身近な自然空間となるよう努	空間となるよう大阪府等と協議中。
	める。	

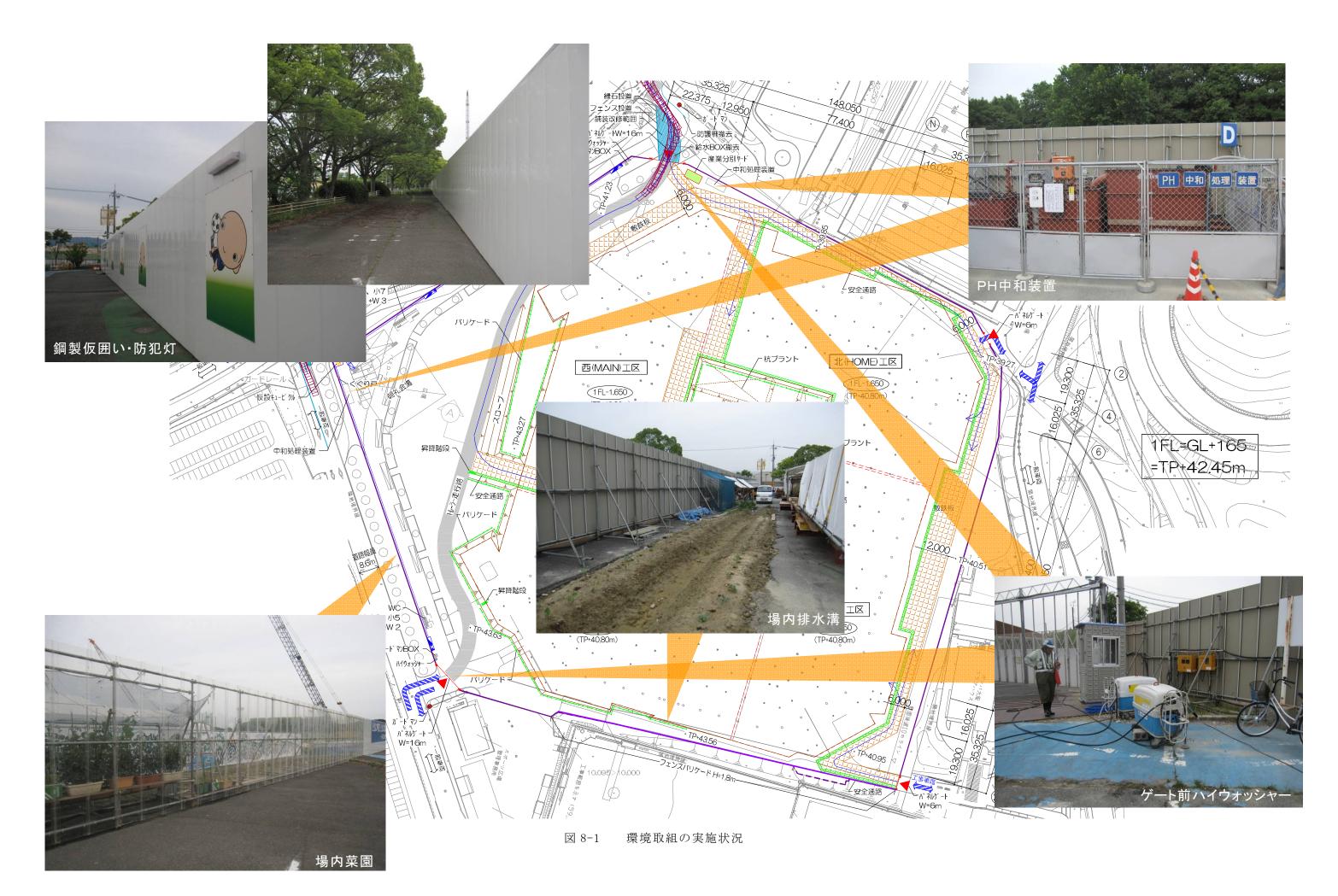
表 8-2(3) 環境取組の実施状況 (施設・設備等その3)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)		
■水	■ 水循環を確保します。			
29	雨水を地下貯留槽に貯め、トイレの洗 浄水などの中水利用を実施する。	雨水を地下貯留槽に貯め、トイレの洗浄水などの中水利用を実施するよう計画中。		
30	吹田市開発事業の手続きに関する条例 に基づき、雨水流出抑制を実施する。	吹田市開発事業の手続きに関する条例に基づ き、雨水流出抑制を実施する。		
31	オープンスペースには、透水性インタ ーロッキングブロック舗装を採用す る。	オープンスペースには、透水性インターロッキングブロック舗装を採用する。		
■ #	型域の生活環境を保全します。			
	気・騒音・振動等			
32	空調室外機は低騒音・低振動型を採用 し、設置場所を慎重に検討し、騒音規 制法及び振動規制法を遵守する。	空調室外機は低騒音・低振動型を採用すると ともに、設置場所を慎重に検討し、騒音規制 法及び振動規制法を遵守する。		
33	廃棄物置場はスタジアムの1階に室として設置し、悪臭を外に出さない。 試合開催時の歓声に対しては、屋根の 設置や、外壁をサッシ等でふさぐこと で対応する。	廃棄物置場はスタジアムの1階に室として設置し、悪臭を外に出さない計画としている。 試合開催時の歓声に対しては、屋根の設置 や、外壁をサッシ等でふさぐことで対応する。		
34	反射ガラス等は採用しない。太陽光パ ネルは反射光が問題にならない角度に 設置する。	反射ガラス等は採用しない。太陽光パネルは 反射光が問題にならない角度に設置する計画 としている。		
35	施設関連車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適正な運転について、周知する。	施設管理業者選定にあたっては、施設関連車 両の空ぶかしの防止、アイドリングストップ の励行等の適正な運転を求めていく。		
36	空調設備等について、定期的に点検・ 整備を行う。	空調設備等について、定期的に点検・整備を 行う管理体制を今後整えていく。		
37	塗料は水性塗料のみを採用する。 (************************************	塗料は水性塗料のみを採用する。		
38	供用時においては「悪臭防止法」に定 める悪臭物質を使用しない。	供用時においては「悪臭防止法」に定める悪 臭物質を使用しない計画としている。		
39	スタジアムは一部屋根付きとする。さらに試合開催時にはスタジアム外壁の開口部を閉鎖するなどの対策を講じる。	スタジアムは一部屋根付きとする。さらに試合開催時にはスタジアム外壁の開口部を閉鎖するなどの対策を講じる。		
40	建物構造に配慮し、外部への振動の影響が小さくなるような計画とする。	建物構造に配慮し、外部への振動の影響が小さくなるような計画とする。		
41	指向性の高いスピーカーを使用して、 設置場所や向きについて配慮する。	指向性の高いスピーカーを使用して、設置場 所や向きについて配慮する。		
42	応援に使用できる楽器の制限、使用時間の制限などの観戦ルールについては、ホームページでの事前告知と試合当日の場内放送及び電光掲示板を用い、観客への周知・徹底に努める。	供用後にむけて、応援に使用できる楽器の制限、使用時間の制限などの観戦ルールについて、ホームページでの事前告知と試合当日の場内放送及び電光掲示板を用いた観客への周知・徹底を現競技場でも実施している。		

表 8-2(4) 環境取組の実施状況 (施設・設備等その4)

	取組内容	実施状況(平成26年3月現在)
廃	至棄物等	
43	施設からの廃棄物については、リサイクルボックスの設置等により、廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努める。	供用時にむけ、施設からの廃棄物については、リサイクルボックスの設置等により、廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努める計画としている。
44	飲食店・物販店舗についても、廃棄物 発生量の抑制の呼びかけを行う。	飲食店・物販店舗についても、廃棄物発生量 の抑制に協力いただける業者を選定するよう 計画中。
45	食品トレー等の分別の容易な統一規格 品の導入や、リサイクル可能な食器や リユース食器等の導入に取り組む。	食品トレー等の分別の容易な統一規格品の導入や、リサイクル可能な食器やリユース食器等の導入に協力いただける業者を選定するよう計画中。
中	『高層建築物(高さ10メートルを超える建	築物)
46	建築基準法に基づき日影図を作成する ことで規制規準を遵守する。	建築基準法に基づき日影図を作成し、規制規 準を遵守している。
47	机上調査、テレビ受信状況調査を実施 し、必要な場合は事前に対策を実施す る。	机上調査、テレビ受信状況調査を実施した。 その結果、対応が必要な建物はなかった。
48	電波障害が生じた場合は適切な対応を 実施する。	電波障害が生じた場合は適切な対応を実施する。
■景	は観まちづくりに貢献します。	
49	万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの風致に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施する。	万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの風致に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施できるよう大阪府等と協議中。
50	万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの中心となる建築物として 類系別、地域別景観まちづくり計画の 目標と方針に基づく計画とする。	万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの中心となる建築物として類系別、地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づく計画とする。
51	景観形成地区の指定について今後協議 する。	景観形成地区の指定について今後協議する。
52	景観形成基準を遵守し、景観まちづく りを推進するために建築物及びその周 辺整備内容について関係各課と協議す る。	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係各課と協議中。
53	屋外広告物を掲出する場合は、基準に 基づき、関係各課と協議し、計画す る。	屋外広告物を掲出する場合は、基準に基づき、関係各課と協議し、計画する。
54	樹木を可能な範囲で分散配置させ、かつ高木の本数を増やし、バスロータリー周りの樹木とスタジアムの樹木が連続し、スタジアムと緑地が一体的に感じられるように配慮する。	樹木を可能な範囲で分散配置させ、かつ高木の本数を増やし、バスロータリー周りの樹木とスタジアムの樹木が連続し、スタジアムと緑地が一体的に感じられるように配慮した計画となるよう大阪府等と協議中。

		実施状況(平成26年3月現在)
■岁	で心安全のまちづくりに貢献します。	
55	計画地内では歩車分離を実現し、試合 開催日には利用者だけでなく周辺交通 の渋滞緩和を可能な限り実現する動線 計画とする。	計画地内では歩車分離を実現し、試合開催日 には利用者だけでなく周辺交通の渋滞緩和を 可能な限り実現する動線計画とする。
56	防災拠点としての利用・施設整備については、吹田市と協議の上、可能な範囲で対応する。	防災拠点としての利用・施設整備について は、吹田市と協議の上、決定していく。
57	試合開催時及び通常時共に全館監視カメラによる機械監視を採用する。 ・監視装置をスタジアム防災センター とクラブハウス事務所に設置する。	試合開催時及び通常時共に全館監視カメラによる機械監視を採用する。具体的には、監視 装置をスタジアム防災センターと大会運営本 部等に設置する。
交通		
58	周辺の交通状況を考慮し、自動車(自家用車等)の来場台数を現状以下とする計画である。そのため、観客用の駐車場はすべて予約制とし、来場台数を制限する。予約駐車場は万博公園の駐車場において確保する。	周辺の交通状況を考慮し、自動車(自家用車等)の来場台数を現状以下とする計画である。来場台数を抑制するため、観客用の駐車場はすべて予約制とし、予約駐車場は万博公園の駐車場において確保するよう大阪府と協議中。
59	公共交通機関の利用を促進するため、 快適に公共交通機関を利用出来るよう、モノレールの増便、必要なバス台 数の確保及び利便性の高いバス路線の 設定、公共交通機関利用者への割引・ 特典の付与等について、交通事業者な どと協議・検討を行い、実施してい く。	公共交通機関の利用を促進するため、快適に 公共交通機関を利用出来るよう、モノレール の増便、必要なバス台数の確保及び利便性の 高いバス路線の設定、公共交通機関利用者へ の割引・特典の付与等について、交通事業者 などと協議・検討を実施中。
60	観客 、 、 、 、 り に と の で 、 り に な を の で 、 り に な に な を の で 、 り に な に な と に な と は し し し は し し し し し し し し し し し し し	観客数が多い場合、特に退場時(帰宅全会は 記場時(帰宅全会は通いて、スタジアム周辺での快適・安全を置けるとはの、交通を理員を配置時間での退場を配置時間ではまり、スタジアとはあるなどの退場があるなどのよりでは、大きなとはもして、地では、大きなのとはでは、大きなのとは、大きなのとは、大きなのとは、大きなでは、大きないのをでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
61	交通計画については、今後も更なる交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目指し、道路管理者、交通事業者、地権者、吹田市、大阪府、計画地近傍の関係機関と十分協議を行い、公共交通の輸送別と十分協議を行い、公共交通の輸送力増加、道路整備などの課題解決を目指していく。	交通計画については、今後も更なる交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目指し、道路管理者、交通事業者、地権者、吹田市、大阪府、計画地近傍の大規模複合施設開発事業者などの関係機関と「関係者連絡会」等を開催し、公共交通の輸送力増加、道路整備などの課題解決を目指して協議中。



9. 事後監視を委託した者の氏名及び住所

委 託 先 の 名 称:株式会社 環境総合テクノス

代表者の氏名:代表取締役社長 中山 崇

委託先の所在地:大阪市中央区安土町1丁目3番5号